

## 発議第1号

### 小山地区太陽光発電事業の調査に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり愛南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年3月9日

提出者 愛南町議会議員 吉村 直城

賛成者 愛南町議会議員 中野 光博

## 小山地区太陽光発電事業の調査に関する決議

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次のとおり小山地区太陽光発電事業の事務に関する調査を行うものとする。

### 記

#### 1 調査事項

小山地区太陽光発電事業の事務に関する事項

#### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 6 人で構成する小山地区太陽光発電事業調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

#### 3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を小山地区太陽光発電事業調査特別委員会に委任する。

#### 4 調査期限

小山地区太陽光発電事業調査特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

#### 5 調査経費

本調査に要する経費は、30 万円以内とする。

## 理由

昨年3月議会で、議会の憲法とも言う「議会基本条例」を制定し、全ての会議を公開とし、また、新人議員を中心に「議会活性化特別委員会」を設置し、活発な意見の中、改革に取り組んでいこうとしております。

町民からの負託を受けた議会は、行政の追従機関ではありません。本事件、事実は当初議会に報告すらなく、隠ぺいされようとされ、また、取り消し理由の3項目は作られた架空の事実。それを現地調査の上確認し、理事者協議の上「不許可」とし、行政手続きをしないまま、いきなり事業者へ通知。(※行政手続法第13条「許認可を取り消す時、不利益処分となるべき者について意見陳述の為の手続きを執らなければならない」) この重要な手続きさえもしない一連の行為。これを、「一生懸命に仕事する職員に対し失礼だ。行政のミス。」と発言した議員もいましたが、単なるミスでない事実は明々白々です。

また、事実調査、原因究明もしないまま、詳細も知らされないまま町の虚偽答弁、虚偽報告を鵜呑みにしたまま幕を閉じるのか。おかしいことをおかしいと何故言わないのか。何故聞かないのか。現地調査は議会の基本です。議会報告会の席で「選挙の時だけお願いします。それだけの議員か。」女性町民の悲痛な叫びを思い出していただきたい。町民の代弁者たる議会はいったい何をしているのか、町民の、その怒りが請願となり、そして今回の署名につながったものではないのでしょうか。反対される議員の支持者、応援団の中にも署名されている人は何人もいるはず。町民1575人の意思を議会はどうかとらえるか。

本事件だけを新たな弁護士に依頼し、今もって、町民はおろか議会にさえも詳細を知らずことなく、時間が経過するばかりで何の意味があるのか、町民の血税はすでに使われ始めています。この1年間のコストも考えていただきたい。町民は何も知らされぬまま、いずれ賠償問題は予算とともに議会にかかってきます。今のままで、内容の適否を正しく判断できるとは思えません。間違った町への対処を議会まで間違ってしまったら、何の為の議会なのか存在意義すらない。

しっかりと原因究明に基づく事実調査、そして再発防止対策こそ、監視機能を併せ持つ議会の役割と責務のはずです。2年前、議会活性化特別委員会の研修会で指導していただいた行政専門の大正大学江藤俊昭教授は、「協議中を理由に町が答弁しないからこそ、むしろ議会は

100条調査特別委員会を設置し、答えさせなければならない。それが議会の役割だ。」と、議会の信頼失墜を大変懸念している。

要望書にある「議員は町民の代表としての仕事をしてください。」と、そして再度申し上げます。1575人の署名の重みをどう受け止めますか。

この期に及び反対される議員は、その理由を堂々と発言され、採決に臨んでいただきたいと願ひ、しがらみ、偏見、感情に囚われることなく、公平で公正な眼で判断いただきたく、再々の原因究明に係る100条調査特別委員会の設置を求めます。